

平成17年 第1回

宝達志水町議会臨時会会議録

自平成17年 3月7日

至平成17年 3月7日

本臨時会に付議された議案件名

発議第 1 号 宝達志水町議会会議規則の制定

発議第 2 号 宝達志水町議会委員会条例の制定

発議第 3 号 宝達志水町議会議事務局設置条例の制定について

報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 平成16年度宝達志水町一般会計暫定予算

報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 2 号 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算

報告第 3 号 専決処分の報告について

専決第 3 号 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算

報告第 4 号 専決処分の報告について

専決第 4 号 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算

報告第 5 号 専決処分の報告について

専決第 5 号 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算

報告第 6 号 専決処分の報告について

専決第 6 号 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算

報告第 7 号 専決処分の報告について

専決第 7 号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算

報告第 8 号 専決処分の報告について

専決第 8 号 平成16年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算

報告第 9 号 専決処分の報告について

専決第 9 号 平成16年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算

報告第10号 専決処分の報告について

専決第10号 宝達志水町役場位置条例のほか159件の条例について

報告第11号 専決処分の報告について

専決第11号 羽咋郡市公平委員会への加入について

報告第12号 専決処分の報告について

専決第12号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について

報告第13号 専決処分の報告について

専決第13号 宝達志水町指定金融機関の指定について

報告第14号 専決処分の報告について

専決第14号 かほく市営バス運行施設設備の区域外設置について

報告第15号 専決処分の報告について

専決第15号 かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託について

報告第16号 専決処分の報告について

専決第16号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議について

報告第17号 専決処分の報告について

専決第17号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議について

報告第18号 専決処分の報告について

専決第18号 羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減（廃置分合）に伴う羽咋郡市広域圏事務組合の規約の変更について

—————出席議員—————

1番	中田良一議員	2番	津田 勤議員	3番	中谷浩之議員	4番	岩池 齊議員
5番	岡山信秀議員	6番	宮本 満議員	7番	川崎與一議員	8番	岡野 茂議員
9番	林 一郎議員	10番	岡山好作議員	11番	宮城昌保議員	12番	守田幸則議員
13番	北本俊一議員	14番	中川信夫議員	15番	畑谷 正議員	16番	浅川治彦議員
17番	金田之治議員	18番	安達市朗議員	19番	小島昌治議員	20番	小寺 進議員
21番	土上輝男議員	22番	北 信幸議員	23番	浜谷康信議員	24番	北橋俊一議員
25番	塚本哲雄議員	26番	中橋弘次議員	27番	因幡栄市議員	28番	近岡義治議員
29番	中村建治議員	30番	松田眞計議員				

————— 議案説明等のため出席した者の職・氏名 —————

町長職務執行者 中西 一 順 君

総務課長	齊藤喜久治君
企画財政課長	米谷勇喜君
情報推進室長	鍛冶一良君
住民課長兼志雄窓口センター長	田中外志治君
税務課長兼押水窓口センター長	太田永作君
環境安全課長	田村淳一君
健康福祉課長	柏崎三代治君
農林水産課長	北山茂夫君
建設課長	中村清長君
上下水道課長	上井信昭君
企画財政課長補佐	松中和彦君
医療福祉監兼押水クリニック院長	松井晃君
教育長	田畑武正君
学校教育課長	赤池礼子君
生涯学習課長	山田久延君
志雄病院事務局長	山本実君
会計課長（収入役職務代理者）	山本外志男君

————— 開 会 —————

開会時刻 午前10時45分開会

————— 臨時議長の紹介及びあいさつ —————

事務局長（栗原政典君） 議会事務局の栗原でございます。

本臨時会は、宝達志水町発足後、初めての議会でありますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、土上輝男議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

<年長議員「土上輝男君」議長席に着く>

臨時議長（土上輝男君） ただいまご紹介いただきました土上輝男であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

あらかじめ申し上げます。町広報担当から写真撮影の申込みがありましたので、これを許可します。

————— 町長職務執行者あいさつ —————

臨時議長（土上輝男君） 宝達志水町発足後、初めての議会でありますので、町長職務執行者からご挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。「町長職務執行者 中西一順君」

<町長職務執行者「中西一順君」登壇 >

町長職務執行者（中西一順君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。この3月1日に宝達志水町が発足したわけでございますけれども、本日第1回の臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には全員のご出席を頂戴いたしました。誠に有り難うございました。

この、宝達志水町が良い町になりますようにあらゆる努力をこれからしなければならぬとこのように思っております。御案内のとおり機会あるごとに申し上げておりますけれども、旧志雄町だとか、旧押水町だとかいう旧町意識を一日も早く払拭をいたしまして、町民の信頼と期待に応えるべく頑張って参りたいと、こういうことを思っております。どうか議員各位におかれましても、この旨ご理解の上、特段のご協力を賜りたいとこのように思っております。

議会も執行部もなく一緒になって、まさに文字通り車の両輪となって新町建設のために邁進するのが、町民の期待に応えることになるのではないかと考えております。

最後になりましたけれども、町長職務執行者として新たに新町の町長さんが選ばれるまでの間、職務を執行させていただきますけれども、その間僅かではございますけれどもベストを尽くして対 処したいというふうに思っております。

数年後、1万6千人の宝達志水町の町民の方々から、合併してよかったなという声を是非とも聞きたいという思いで一杯でございます。

何とぞ、よろしくご理解ご協力をお願いをして、最初の議会にあたっての宝達志水町町長職務執行者の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくいお願いをいたします。

臨時議長（土上輝男君） 中西一順町長職務執行者の挨拶が終わりました。

ただいまの出席議員数は、30名であります。

地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第1回宝達志水町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本会議の説明員の職・氏名は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事の進行につきましては宝達志水町議会会議規則がまだ公布されていませんので、それまでは、発議第1号で提案される、会議規則（案）に準じて進行いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

臨時議長（土上輝男君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより議事進行は宝達志水町議会会議規則（案）によって行います。

————— 仮 議 席 の 指 定 —————

臨時議長（土上輝男君） それでは日程第1、「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただ今ご着席の議席といたします。

————— 議 席 の 選 挙 —————

臨時議長（土上輝男君） 次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

臨時議長（土上輝男君） 選挙の方法は、投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

（議会書記 議場閉鎖）

臨時議長（土上輝男君） ただ今の出席議員は30名であります。

臨時議長（土上輝男君） 次に、立会人を指名いたします。

宝達志水町議会会議規則（案）第32条第2項の規定により、立会人に1番中田良一君、2番津田 勤君を指名します。

臨時議長（土上輝男君） 投票用紙を配ります。

（議会書記 投票用紙を配布）

臨時議長（土上輝男君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」との発言）

臨時議長（土上輝男君） 配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

臨時議長（土上輝男君） 投票箱を点検します。

（議会書記 投票箱を開放）

（臨時議長で投票箱の中の空虚を確認）

臨時議長（土上輝男君） 異状なしと認めます。

臨時議長（土上輝男君） ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

（事務局長 点呼）

（1番議員から30番議員まで点呼 順次投票）

臨時議長（土上輝男君） 投票漏れはありますか。

（「なし」との発言）

臨時議長（土上輝男君） 投票漏れなしと認めます。

臨時議長（土上輝男君） 投票を終了いたします。

臨時議長（土上輝男君） これより開票を行います。

中田良一君及び津田 勤君、開票の立会をお願いします。

（議会書記 開票）

（立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認）

（立会人は、有効投票中の獲得票数を確認）

臨時議長（土上輝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票です。

有効投票のうち、松田眞計君28票、小島昌治君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7.5票であります。

したがって、松田眞計君が、議長に当選されました。

臨時議長（土上輝男君） 議場の出入口を開きます。

（議会書記 議場の開鎖）

臨時議長（土上輝男君） ただいま議長に当選されました松田眞計君が議長におられますので、本席から、会議規則（案）第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

————— 議長当選承諾及びあいさつ —————

（当選人 発言を求める）

臨時議長（土上輝男君） ただいま議長に当選されました松田眞計君が発言を求めていますので、これを許可します。 「松田眞計君」

<議長「松田眞計君」登壇>

議長（松田眞計君） 宝達志水町議会議長就任挨拶をいたします。宝達志水町議会の初めての議長に就任いたすことになり、大変光栄に存じております。

議会運営のことは議長一人のよくするところではありません。不束者でございますが議員の皆様方の友情とご鞭撻によりまして、町政進展のために努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

我々は、執行部との安易な妥協やいたずらな摩擦は避け、町政進展のために正しく相携えて町民の負託に応えられるように働いていきたいと願っております。よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任のご挨拶といたします。

————— 議 長 交 替 —————

臨時議長（土上輝男君） 以上で臨時議長の職務は終了いたしました。

初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、ひとえに議員各位のご協力の賜と深く感謝を申し上げまして、席を交代いたします。有り難うございました。

（議長 議長席に着く）

議長（松田眞計君） それでは、議長としての職務を行わせていただきます。

————— 休 憩 ————— 休憩時刻 午前11時20分

議長（松田眞計君） 議会組織協議のため、暫時休憩いたします。

————— 再 開 ————— 再開時刻 午前11時43分

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。この際、あらかじめお手元に配布いたしました議事日程を追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議ないものと認めます。

議長（松田眞計君） それでは追加日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、宝達志水町議会会議規則（案）第4条第1項の規定により、議長が定めることになっておりますので、お手元に配布した議席表のとおり指定いたします。

————— 会議録署名議員の指名等 —————

議長（松田眞計君） 次に追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、会議規則（案）第120条の規定より、3番 中谷浩之君、4番 岩池 齊君の2名を指名します。

————— 会 期 の 決 定 —————

議長（松田眞計君） 追加日程第3、会期の決定の件を議題とします。

議長（松田眞計君） お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は、本日、1日とすることに決定しました。

————— 副 議 長 の 選 挙 —————

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第2項により指名すいせんによることとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長（松田眞計君） 副議長に、金田之治君を指名いたします。

議長（松田眞計君） お諮りします。ただいま、指名いたしました、金田之治君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） 異議なしと認めます。

したがって、金田之治君が、副議長に当選されました。

議長（松田眞計君） ただいま副議長に当選されました、金田之治君が議場におられますので、本席から会議規則（案）第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

————— 副議長当選承諾及び挨拶 —————

議長（松田眞計君） ただいま副議長に当選されました金田之治君から、副議長就任の挨拶があります。「金田之治君」

<副議長「金田之治君」登壇>

副議長（金田之治君） ただいま、皆様方のご推挙により副議長の拝命をいたしました金田でございます。このうえは皆様方のご指導ご鞭撻を仰ぎながら、公平無私を旨とし宝達志水町の発展と両町の町民の融和の一助になればというふうなことも考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

簡単でございますけれども就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

————— 休 憩 ————— 休憩時刻 午前11時50分

議長（松田眞計君） 昼食のため暫時休憩します

————— 再 開 ————— 再開時刻 午後 1時28分

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— 議 会 議 案 の 上 程 —————

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第5、議会議案の上程の件を議題といたします。

議会（松田眞計君） まず、発議第1号 宝達志水町議会会議規則の制定について、発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の制定について、および発議第3号 宝達志水町議会事務局設置条例の

制定についての3件を一括して議題といたします。

議長（松田眞計君） 提出者から提案理由の説明を求めます。 「5番 岡山信秀君」

＜5番「岡山信秀君」登壇＞

5番（岡山信秀君） ただいま、一括して上程されました、発議第1号宝達志水町議会会議規則の制定について、発議第2号宝達志水町議会委員会条例の制定について、および発議第3号宝達志水町議会事務局設置条例の制定についての発議3件についての提案理由の説明をさせていただきます。

平成17年3月1日付けで宝達志水町が誕生いたしました。宝達志水町議会においては未だ会議規則が未制定であります。地方自治法第120条の規定により会議規則を制定しなければなりません。従って従前両町にありました会議規則と標準町村会議規則に準拠し、発議第1号宝達志水町議会会議規則を議案として提出するものであります。

また、発議第2号宝達志水町議会委員会条例の制定については、本日、宝達志水町議会が招集されましたが、委員会条例が未制定であり、地方自治法第111条の規定により組織及び運営についての基本的な事項に関し、早急な制定が必要であるとの観点から標準町村議会委員会条例に準拠し、宝達志水町議会委員会条例を制定するための議案として提出するものであります。

また、発議第3号宝達志水町議会事務局設置条例については、地方自治法第138条第2項の規定により、議会としての自主的な活動を確保するための事務局の設置がなされていません。よって事務局の設置に関する議案として提出するものであります。

以上の発議3件について議員各位にはご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

————— 委員会付託の省略 —————

議長（松田眞計君） 提案理由の説明は終わりました。

議長（松田眞計君） お諮りいたします。発議第1号から発議第3号までの発議3件については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議ないものと認めます。

議長(松田眞計君) したがって、発議第1号から発議第3号までの発議3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

————— 質 疑 —————

議長(松田眞計君) これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「議長」の発言)

議長(松田眞計君) はい、どうぞ。

19番(小島昌治君) ただいまのことで気づいたことに質問します。発議第1号です。第14条で議員が議案の提出にあたっては、二人以上の賛成がなければならないとなっておりますが、地方自治法では12分の1が議案を提出すればよいとなっておりますが、30人が定数になるのかどうか、地方自治法の12分の1に基づいたものが可能かどうかお聞きしたい。

————— 休 息 ————— 休憩時刻 午後 1時38分

議長(松田眞計君) 暫時休憩いたします。

————— 再 開 ————— 再開時刻 午後 1時40分

議長(松田眞計君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(松田眞計君) 答弁を願います。「岡山信秀君」

<5番「岡山信秀君」登壇>

5番(岡山信秀君) 小島議員の質問にご答弁いたしますけれども、第14条について法第112条、議員の議案提出権でございますけれども、地方自治法のとおりでございます。

(「議長」の発言)

議長(松田眞計君) はい、どうぞ。

19番(小島昌治君) 再質問ですけども、自治法どおりであることはお聞きしました。今、それぞれで減数、定数条例の関係で減数に成ったりしますよね、時には、来年もしも議員が24名になった時、現の減数条例で減数して議員が24名になった時、その時は2人で良いんですね。提案者1人と1人以上の賛成者で良い訳ですね。

議長（松田眞計君） 答弁願います。 「岡山議員」

5番（岡山信秀君） いま提案された会議規則の定数については、地方自治法112条によって提案をしたものでございますし、今後定数等が変更になった場合はその時に再度提案となると思います。

（「議事進行」の発言）

議長（松田眞計君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の発言）

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

————— 討 論 —————

議長（松田眞計君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の発言）

議長（松田眞計君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

————— 採 決 —————

議長（松田眞計君） これより、採決をします。

まず、発議第1号 宝達志水町議会会議規則の制定についてを採決します。

発議第1号 宝達志水町議会会議規則の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

よって発議第1号 宝達志水町議会会議規則の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の制定についてを採決します。

発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

よって発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の制定については、原案のとおり可決されまし

た。

議長（松田眞計君） 次に、発議第3号 宝達志水町議会事務局設置条例の制定についてを採決します。

発議第3号 宝達志水町議会事務局設置条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

よって発議第3号 宝達志水町議会事務局設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

————— 選 任 第 1 号 —————

議長（松田眞計君） 追加日程第6 宝達志水町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。宝達志水町議会常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

————— 議会運営委員会委員の選任 —————

議長（松田眞計君） 引き続き、追加日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

(起立数 27人)

議長(松田眞計君) 起立多数です。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

————— 委員長及び副委員長の選任 —————

議長(松田眞計君) 次に、各委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。

————— 休 憩 ————— 休憩時刻 午後 1時52分

議長(松田眞計君) ここで、委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

————— 再 開 ————— 再開時刻 午後 2時46分

議長(松田眞計君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— 常任委員会正副委員長の報告 —————

議長(松田眞計君) ご報告申し上げます。

先程の休憩中に、各委員会が開催され委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により各委員会の委員長及び副委員長が互選されましたのでご報告をいたします。

総務常任委員会の委員長 宮城昌保君 副委員長 中田良一君

教育厚生常任委員会の委員長 守田幸則君 副委員長 中谷浩之君

産業建設常任委員会の委員長 北本俊一君 副委員長 津田 勤君

議会運営委員会の委員長 中村建治君 副委員長 浜谷康信君

以上のとおりであります。

————— 広報編集特別委員会の設置 —————

議長(松田眞計君) 次に、追加日程第8 宝達志水町議会広報編集特別委員会設置及び同委員の選任についてを議題とします。

議長(松田眞計君) お諮りします。

議会活動を広く住民に周知し理解と協力を得るための議会広報の発刊につき、5名の委員で構

成する、広報編集特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も、継続調査することにいたしたい
と思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議ないものと認めます。

議長(松田眞計君) よって、5名の委員で構成する広報編集特別委員会を設置し、調査終了まで
閉会中も継続調査することに決定いたしました。

————— 広報編集特別委員会委員の選任 —————

議長(松田眞計君) お諮りします。ただいま設置されました、宝達志水町議会広報編集特別委員
会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配布しました名簿
のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議ないものと認めます。

議長(松田眞計君) よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしまし
た。

————— 休 憩 ————— 休憩時刻 午後 2時54分

議長(松田眞計君) ここで委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

————— 再 開 ————— 再開時刻 午後 3時13分

議長(松田眞計君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— 広報編集特別委員会正副委員長の報告 —————

議長(松田眞計君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(松田眞計君) 先程の休憩中に、宝達志水町議会広報編集特別委員会が開催され委員会条例
第8条第1項及び第2項の規定により広報編集特別委員会の委員長及び副委員長が互選されまし
たのでご報告をいたします。

広報編集特別委員会の委員長金田之治君。副委員長守田幸則君。以上のとおりであります。

————— 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙 —————

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第9 羽咋都市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は、6人であります。

選挙は、投票で行います。

議長（松田眞計君） 議場の出入口を閉めます。

（議会書記 議場閉鎖）

議長（松田眞計君） ただいまの出席議員は30名であります。

議長（松田眞計君） 次に、立会人を指名いたします。

会議規則（案）第32条第2項の規定により、立会人に1番中田良一君、2番津田勤君を指名
します。

議長（松田眞計君） 投票用紙を配ります。

（議会書記 投票用紙を配布）

議長（松田眞計君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の発言）

議長（松田眞計君） 配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

議長（松田眞計君） 投票箱を点検します。

（議会書記 投票箱を開放）

（議長で投票箱の中の空虚を確認）

議長（松田眞計君） 異状なしと認めます。

議長（松田眞計君） ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票願います。

（事務局長 点呼）

（1番議員から30番議員まで点呼 順次投票）

議長（松田眞計君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の発言）

議長（松田眞計君） 「投票漏れなし」と認めます。

議長（松田眞計君） 投票を終了いたします。

議長（松田眞計君） これより開票を行います。

1 番中田良一君及び2 番津田勤君。開票の立会をお願いします。

（議会書記 開票）

（立会人は、投票総数 有効投票及び無効投票数を確認）

（立会人は、有効投票中の獲得票数を確認）

議長（松田眞計君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30 票。有効投票30 票。無効投票0 票です。

有効投票の内、中村健治君 5 票、近岡義治君 5 票、北 信幸君 5 票、畑谷 正君 5 票、
中橋弘次君 4 票、北橋俊一君 4 票、小島昌治君 2 票。

以上のとおりです。

従って、中村健治君、近岡義治君、北 信幸君、畑谷 正君、中橋弘次君そして北橋俊一君が
羽咋都市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

議長（松田眞計君） 議場の出入口を開きます。

（議会書記 議場の開鎖）

議長（松田眞計君） ただいま当選されました中村健治君、近岡義治君、北 信幸君、畑谷 正君、
中橋弘次君、北橋俊一君が議場におられますので、本席から会議規則第33 条第2 項の規定によ
り、 当選の告知をします。

議案の上程・説明

議長（松田眞計君） 追加日程第10 報告第1 号専決処分の報告について 平成16 年度宝達志
水町一般会計暫定予算から、報告第18 号羽咋都市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数
の増減（廃置分合）に伴う規約の変更についてまでの18 件を一括して議題とします。

議長（松田眞計君） 提出者の、提案理由の説明を求めます。 「中西町長職務執行者」

町長職務執行者（中西一順君） 本日ここに、平成17 年第1 回宝達志水町議会臨時会を招集申し
上げましたところ、各位におかれましては何かと御多忙の折りにもかかわらず、ご参会を賜り厚
く御礼を申し上げます。

提案理由のご説明を申し上げます前に、御案内をさせていただきます。宝達志水町では、来る4月17日に「さくら祭り」の開催を予定しております。この「さくら祭り」は従来は志雄町の町祭でありましたが、志雄町と押水町が合併したいまは、宝達志水町の祭りとなるものであり、合併後最初の全町挙げてのイベントであることから、職員の融和は勿論のこと町民全員の融合一体化を図る最善の場と捉え、また、20周年の節目を迎えることも踏まえて盛大に開催いたしたいと考えております。

現在、関係者一同開催に向けて準備を進めているところでございますので、議員各位の理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。本臨時会にご審議賜ります議案は、報告18件であります。18件のうち17件は3月1日付で、1件は2月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、このたび同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

まず、報告第1号から第9号までは、平成16年度宝達志水町一般会計ほか五つの特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計並びに病院事業会計の暫定予算であります。いずれも宝達志水町が誕生したことに伴い地方自治法施行令第2条の規定により必要な収支について調整し、合併期日である3月1日付で専決処分したものであります。

編成にあたりましては、原則として志雄町・押水町の両町において既に既決された予算で、2月28日現在未執行となっているものの内、合併前の両町からの継続性を確保し、宝達志水町の行政運営に支障を来すことのないよう3月中に必要となる予算に限り計上をいたしました。

平成16年度予算ではありますが、実質的には残り1ヶ月のための予算であり計上予算の詳細につきましては、説明を省略させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

平成16年度宝達志水町一般会計暫定予算は、両町の一般会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ30億4,300万円とするものであります。また、債務負担行為につきましては、第2表のとおりであります。両町がこれまで定めてきたものを引き継ぐものであります。

宝達志水町土地開発公社に対する債務保証については、借入別に整理したうえで宝達志水町の

債務負担行為として、今回新たに定めるものであります。

第3表の地方債におきましても、両町の地方債を引き継いだものであり、19件の限度額の合計は18億7,730万円であります。そのほか一時借入金の最高額は暫定的に14億円としたものであります。

平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算は、両町の国民健康保険特別会計を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ2億6,200万円とするものであります。

平成16年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算は、両町の老人保健特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ4億8,000万円とするものであります。

平成16年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算は、両町の介護保険特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ2億3,700万円とするものであります。

平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算は、押水町の国民健康保険直営診療所特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ1,000万円とするものであります。

平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算は、志雄町の下水道事業特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出それぞれ3億4,500万円とするものであります。

次の、3事業会計につきましても、収益的収支並びに資本的収支のいずれも2月末の決算見込みに基づき、3月中に必要となる経費を積算したものであります。

平成16年度宝達志水町水道事業会計暫定予算は、両町の水道事業会計予算を引き継いだものであります。

平成16年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算は、押水町の水道事業会計予算を引き継いだものであります。

平成16年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算は、志雄町の国民健康保険志雄病院事業会計予算を引き継いだものであります。

次に、報告第10号であります。宝達志水町役場の位置を定める条例のほか159件の条例について暫定予算同様、地方自治法179条第1項の規定により、平成17年3月1日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

これらは、両町において既に制定されていた条例を新たに宝達志水町の条例として制定したものであり、いずれも宝達志水町の誕生にあたり住民サービス等に空白期間を作ることをしないよう制定いたしましたものであります。

160件個々の条例につきましては、非常に大量になることから今回は別紙の一覧表によりお示しし、内容の説明については省略をさせていただきますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

報告第11号は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、地方公務員法第8条第2項に定める事務を共同処理するため、平成17年3月1日から別紙の規約により羽咋郡市公平委員会へ加入したものであります。

報告第12号は、押水町の旧字について、宝達志水町の設置に伴い別紙のとおり変更したものであります。

報告第13号は、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、株式会社北國銀行を宝達志水町指定金融機関に指定したものであります。

報告第14号は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、かほく市営バス事業押水宝達線の宝達志水町区域内の運行に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり定め、かほく市に事務を委託するものであります。

報告第15号は、地方自治法第244条の3第1項の規定により、かほく市営バス運行施設設備の区域外設置に関する協議書を別紙のとおりかほく市と取り交わし、宝達志水町区域内における住民の利便と福祉の向上を図るものであります。

報告第16号及び第17号は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め押水郵便局及び宝達郵便局に宝達志水町の特定の事務の取り扱いをお願いするものであります。

特定の事務の内容といたしましては、住民票の写し及び印鑑登録証明書並びに納税証明書の交付請求の受付及び引き渡しであります。

報告第18号は、羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減いわゆる廃置分に伴う羽咋郡市広域圏事務組合の規約の変更についてであります。

本案は宝達志水町の誕生に伴い当組合規約の変更について2月21日付で志雄町において専決処分されたものであります。

以上をもちまして提出いたしました報告の説明を終わります。慎重なるご審議のうえご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（松田眞計君） 提出者の、提案理由の説明が終わりました。

議長（松田眞計君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

議長（松田眞計君） お諮りいたします。報告第1号から報告第18号までの報告18件については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（起立数 27人）

議長（松田眞計君） 起立多数です。

したがって、報告第1号から報告第18号までの報告18件は、委員会付託を省略することに決定しました。

————— 質 疑 —————

議長（松田眞計君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「議長」の発言）

議長（松田眞計君） 発言を許します。「19番小島君」

<19番（小島昌治君）登壇>

19番（小島昌治君） 今日いただいた議案ですから、鋭くは質問できませんが気の付いたところを質問したいと思います。このようなことのないように執行部の皆さん方には議案については前もって早ければ早いほど結構です。いただけるようお願いするものです。

特に気付いたことについて2点お願いします。まず、議会の食料費で50万円とあります。これまで押水ですと100万円から120万円少ないときは100万円を切ります。1ヶ月の食料

費でなぜこんなに必要なのか、何に使おうとしているのかお聞きします。

報告第5号と第9号国民健康保険病院診療所に関する事なんですけれども、報告第5号で他会計からの繰入金として国民健康保険特別会計からの繰入になっています。国民健康保険の病院、診療所であっても国民健康保険からの繰入というのはどうかと思っている。報告第9号との関係で志雄病院の繰入も国民健康保険の繰入がメインなのかどうなのか、報告第5号に関してどうして一般会計でできないのかお聞きするものです。

議長（松田眞計君） 答弁願います。 「中西町長職務執行者」

＜町長職務執行者（中西一順君）登壇＞

町長職務執行者（中西一順君） お答えします。議案をもっと早く出ささいということでございますが、全くごもつともでございます。今回に限りそのいとまがなかったということでご容赦をいただきたいと思ひますし、これからは出来るだけ早く提出するように心がけて参りたいと思ひます。

次に、食料費の50万円は一体何に使うのかと、1ヶ月にすれば多いんじゃないかという主旨のお尋ねであったと思ひます。まさにご指摘のとおりであるかも知れませんが、今回、宝達志水町が開町したといひますか、新たに始まったということでございます。我々といひますか議会も執行部も町民にとつても当然のことでございますけれども、歴史的なことでもあるという時に本来ならば盛大に華々しくパーティでもすればよいかも知れませんが、そうもいきませんので願わくば顔合わせということで、本日この後で議会の皆様方と執行部管理職ということで限定をいたしておりますけれども顔合わせをしたいということが一つございます。そのほか今後各委員会等が開催される可能性もございますので、予備的に計上をさせていただきました。

果たしてこれだけの金額が必要かどうかは解りませんが暫定的という言葉は適切ではないかも知れませんが、計上させていただいたわけございましてこうした内容に充当することが出来るであろうということです。

それからもう1点の診療所に対する国保特会からの繰入についてのご質問ございました。主旨は充分理解をいたしております。国民保険の人だけが利用するわけではございませんので、いろんな共済組合だとか組合保険だとか政府管掌保険だとか色々あるわけございまして、こうい

う方の利用もありますので、国保特会から限定的に繰り出すのは如何というご指摘だろうと思いますが、そのとおりでございますが、少なくともまだ出来てから1年しか経っておりませんので、とりあえず平成16年度はそういう対応をさせていただくという考え方でございます。本来ならば一般会計から繰り出すものと心得ております。

また、志雄病院につきましては、先程少しお聞きした程度でございまして確実かどうか断言できませんけれども、病院会計は企業会計ですから独立をした特別会計でございますので、基本的には独立採算であり、一般会計から繰り出すことがあるかどうかは定かではありませんが、あくまで独立採算だということ。したがって繰り出したとしてもどれだけの金額かは解りませんが、一般会計だという考え方があるそうでございます。

従いまして両方とも同じ国保の直営診療所でございますので、小島議員のご指摘のとおり新年度からはもし繰り出すとすれば一般会計が適当であろうとこのように思います。

以上でございます。

議長（松田眞計君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の発言）

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

————— 討 論 —————

議長（松田眞計君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の発言）

議長（松田眞計君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

————— 採 決 —————

議長（松田眞計君） これより、採決をします。

まず、報告第1号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町一般会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

(起立数 27人)

議長(松田眞計君) 起立多数です。

よって、報告第1号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町一般会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第2号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第2号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第3号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第3号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第4号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第4号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第5号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（起立数27人）

議長（松田眞計君） 起立多数です。

よって、報告第5号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第6号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第6号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第7号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町水道事業会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第7号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町水

道事業会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第8号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第8号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第9号 専決処分の報告について 平成16年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第10号 専決処分の報告について 宝達志水町役場位置条例ほか159件の制定を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

（起立数27人）

議長（松田眞計君） 起立多数です。

よって、報告第10号 専決処分の報告について 宝達志水町役場位置条例ほか159件の制定は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について 羽咋都市公平委員会への加

入について採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第11号 専決処分の報告について 羽咋都市公平委員会への加入については原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第12号 専決処分の報告について 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第12号 専決処分の報告について 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更については原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第13号 専決処分の報告について 宝達志水町指定金融機関の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第13号 専決処分の報告について 宝達志水町指定金融機関の指定については原案のとおり承認することに決定しました。

議長(松田眞計君) 次に、報告第14号 専決処分の報告について かほく市営バス運行施設整備の区域外施設について採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発言)

議長(松田眞計君) ご異議なしと認めます。

議長(松田眞計君) よって、報告第14号 専決処分の報告について かほく市営バス運行施設

整備の区域外設置については原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第15号 専決処分の報告について かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託について採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第15号 専決処分の報告について かほく市営バス事業押水・宝達線運行に関する事務の委託については原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第16号 専決処分の報告について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議について及び報告第17号 専決処分の報告について地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議についての両案を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第16号 専決処分の報告について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議について、および報告第17号 専決処分の報告について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する協議については原案のとおり承認することに決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第18号 専決処分の報告について、羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減（廃置分合）に伴う規約の変更についてを採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） よって、報告第18号 専決処分の報告について、羽咋郡市広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減（廃置分合）に伴う規約の変更については原案のとおり承認することに決定しました。

委員会閉会中の継続調査

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第14 各委員会の閉会中の継続調査申し出について、を議題といたします。

各常任委員長及び、議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所轄事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（松田眞計君） お諮りいたします。各常任委員長及び、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の発言）

議長（松田眞計君） ご異議なしと認めます。

議長（松田眞計君） したがって、各常任委員長及び、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（松田眞計君） 以上をもって、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成17年第1回臨時会を閉会いたします。

どうも、ご苦労様でした。

閉会時刻 午後4時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宝達志水町議会臨時議長 土 上 輝 男

宝達志水町議会議長 松 田 眞 計

宝達志水町議会副議長 金 田 之 治

宝達志水町議会議員 中 谷 浩 之

宝達志水町議会議員 岩 池 齊